

会 議 録

会議の名称	令和2年度第2回枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会	
開催日時	令和2年8月6日	開始時刻 18 時00分 終了時刻 19 時30分
開催場所	枚方市役所本庁舎別館4階 第3委員会室	
出席者	会長：安藤委員 委員：石田委員、江川委員、片岡委員、北山委員、古家野委員、墨川委員 田中（絹）委員、富岡委員、福間委員、松本委員	
欠席者	高田委員、田中（強）委員、田邊（快）委員、田邊（卓）委員	
案 件 名	【案件】 （１）「（仮称）子どもを守る条例」の骨子案について （２）「（仮称）子どもを守る条例」制定に係る市民意見聴取について	
提出された資料等の名称	次第 資料1 「（仮称）子どもを守る条例」の骨子案について 資料2－1 「（仮称）子どもを守る条例」制定に係る 市民意見聴取実施要領（案） 資料2－2 「子どもを守る条例」アンケート（案） 資料2－3 「（仮称）子どもを守る条例」に関する関係団体アンケート（案） 参考資料1 （仮称）子ども見守りシステムのフロー図 参考資料2 「（仮称）子どもを守る条例」制定のスケジュール 参考資料3 枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会委員名簿	
決 定 事 項		
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	6人	
所管部署 （事務局）	子ども未来部 子ども青少年政策課	

審 議 内 容

【安藤会長】

定刻となりましたので、ただいまから、「令和２年度 第２回 枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」を開会いたします。

本日は、案件としまして、前回の分科会で確認いただきました、「（仮称）子どもを守る条例」の基本的な考え方」の内容を踏まえ、事務局から条例の骨子案を提示いただき、ご意見を伺ってまいりたいと考えております。

また、合わせて、「（仮称）子どもを守る条例」制定に係る市民意見聴取について」などについても確認してまいりたいと考えております。

なお、本日の会議は１９時３０分頃までを予定しておりますが、可能な限りスムーズに審議を進めてまいりたいと思いますので、皆様のご協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、早速ですが、事務局から本日の委員の出席状況の確認と資料の確認をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【事務局】

皆様、こんにちは。

子ども青少年政策課の課長の漆原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、本日の委員の出席状況でございますが、出席委員は１１人で、「枚方市社会福祉審議会条例」第７条第３項の規定に基づき、本分科会が成立していることをご報告させていただきます。

なお、古家野委員につきましては、少し遅れてのご出席でお聞きしております。

本日の傍聴者は６人でございます。

次に、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

まず、「次第」でございます。

次に、資料１「（仮称）子どもを守る条例」の骨子案についてでございます。

資料２－１「（仮称）子どもを守る条例」制定に係る市民意見聴取実施要領（案）でございます。

資料２－２「子どもを守る条例」アンケート（案）でございます。

資料２－３「（仮称）子どもを守る条例」に関する関係団体アンケート（案）でございます。

参考資料１（仮称）子ども見守りシステムのフロー図でございます。

参考資料２「（仮称）子どもを守る条例」制定のスケジュールでございます。

参考資料３枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会委員名簿となっております。

資料の過不足等はございませんでしょうか。

なお、本日、お手元に配付しております資料につきまして、事前にお送りしました資料から、一部表現修正などを行っている箇所がございますが、何とぞご了承くださいますようお願いいたします。

そのほか、お手元のバインダーに、関係資料としまして、これまでの分科会の資料等をまとめておりますので、必要に応じてご参照ください。

事務局からは以上でございます。

【安藤会長】

ありがとうございました。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、案件の審議に入っていきたいと思います。事務局より案件の説明をお願いします。

【事務局】

皆さん、こんばんは。

案件に入ります前に、一言ご挨拶させていただけたらと思います。

本日はお忙しい中、また依然としてコロナの感染拡大が収まらない中、無理をお願いし、お集まりをいただきましてありがとうございます。

前回6月には、諮問に続きまして、条例制定に向けた基本的な考え方をお伝えさせていただき、ご質問を多数いただいたところですが、何分、骨子案も持ち合わせておらず、的を得た十分なお答えもできなかった点もあったかというふうに反省もしております。

本日は、条例の骨子案につきまして、庁内審議のほうも重ねてまいりました。もう少し踏み込んだご説明をさせていただけるものというふうに思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、条例の骨子案等について、ご説明をさせていただきたいと思いますが、事務局といたしましては何より実効性のある施策につなげるため、市民意見を大切に取り組んでいきたいというふうに考えております。

市議会のほうでも、高い関心をお持ちいただきまして、7月8日の教育子育て委員協議会のほうに、前回、専門分科会にお諮りをいたしました、条例制定の基本的な考え方についてご説明をさせていただき、7月28日に議員間で意見交換がなされたところでございます。

先ほど、会長のほうからもありましたが、本日は後ほど市民意見聴取についても案件とさせていただいておりますが、9月には幅広くアンケート等にも取り組んでいきたいと考えておりますので、様々なご意見をご参考に活発なご審議をどうぞよろしくお願いいたしますと思います。

本日も最後までどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、案件の説明に入りたいと思います。

【事務局】

〔資料1「（仮称）子どもを守る条例」の骨子案について、参考資料1（仮称）子ども見守りシステムのフロー図に基づき説明〕

【安藤会長】

どうもありがとうございました。

ただいま、事務局から、案件（1）「（仮称）子どもを守る条例」の骨子案について」の説明がありましたが、これまでの説明につきまして、ご意見・ご質問があればお願いしたいと思います。

どうぞ。

【石田副会長】

石田です。よろしくお願いいたします。

まず、一つは、資料1の16ページの条例の目的や基本理念というところについて、子ども・子育て支援事業計画のほうでは条例の目的が基本理念になっており、条例の基本理念が基本方向になっていますよね。

これは、言葉を合わせないと分からなくないませんか。つまり、条例の基本理念も同じにしたらいいい、なぜ違うのかなというのの一つです。

そしてもう一つ、前回も少し申し上げたのですが、この条例の目的が今ひとつ分かりません。何かぼやっとしているなという感じがしており、お話を聞いていると、参考資料1の子どもの見守りシステムを作るための条例なのかというように、ここが一番のメインなのかなと感じております。そうであるならば、これにもう少し沿っていったほうがいいのではないかと思います。

基本的な施策はこの子ども・子育て支援事業計画で考えているのであって、それにさらに何か事業を足していくというよりは、この「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」の中の57ページの図がありますが、この条例はここの連携協力というところを具体化するための条例なのかと思います。具体的な施策はこれで作っているわけですから、それを推進するために連携協力のところを強化するための条例というのであれば分かりやすいのですが、今の考え方だとそこが分かりにくいので、どのように考えられているのでしょうか。

もう一つ、3章の内容について、内容自体は分かりますが、この条例の中での位置づけが分かりません。子どもを守るための取組とかを書いているのに、なぜここだけ子どもの生きる力を育むというような言葉がわざわざ入っているのでしょうか。資料1の16ページの関連についての中身も、この3章の内容は一切書かれていないですね。ということは、3章は外してしまってもいいのではないのでしょうか。この3章の位置づけをどのように考えられているのかなと思いましたので、ご意見を伺いたいです。

以上です

【安藤会長】

どうぞ。

【事務局】

まず1つ目の、計画の基本理念、基本方向と、条例の目的、基本理念が合っていないというところにつきまして、条例において、一般的に目的を入れているところが多いので、その目的と基本理念ということで、置き換えをさせていただいたということがあります。ただ、分かりにくいということであれば、その書きぶりについては、実際に条例を作っていく中で検討をしていきたいと思います。しかしながら、条例の設置目的というのは入れていきたいと考えておりますので、こういう形での書きぶりにするのか、もっと違う形での書きぶりにしていくのかというのは、少々お時間をいただいて考えさせていただきたいと思います。

次に、条例の設置目的が分かりにくいというところで、子ども見守りシステムの構築がメインであるならそれに沿った条例としてはどうかというご意見で、もちろん、連携していくための具体的な体制づくりというところを第4章のところにおいているということで、副会長の仰っていただいた意味も分かります。ただ、条例と計画というものがちょっと先ほどずれているというのがございましたけれども、目的や基本理念というのは同じにして、一対でやっていきたいという思いがあります。それと、各主体の役割ということを今回、条例のほうにも追加させていただいておりまして、例えば、市民周知を図る中で、市民の方ともより理解を深めながら、この条例の趣旨を進めていきたいというのがございます。条例の中では各主体の役割と、それから体制の部分というのを新たに明記した中で、計画と条例を一対で推進していきたいと考えております。

3点目につきまして、子どもの主体的な部分ですね。生きる力を育むというのが、ほかの条例の書きぶりとはトーンが変わっているというところを含めてのご指摘かなというように思います。子どもを守るということで、ずっとこの条例が大人の役割を主眼において、子どもの健全育成を阻むものから守っていくというこ

となのですが、やはり子ども自身が社会的に自立していく力をつけていかないといけないというのは必ずその先としてあります。そのための大人の役割というのを、生きる力の育みの第3章の前段では書かせていただいておりますけれども、やはり子どもが自立していくために身につけていかないといけない部分というのは、子ども自身にも伝わるような形で条例の趣旨を伝えていきたいと考えております。その意味合いというのが分かりにくいというご指摘がありましたので、なぜ第3章を設定したのかということも分かりやすい形で記載していきたいと考えております。

【安藤会長】

よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

【古家野委員】

古家野です。よろしくお願いします。

今のご質問とも関連すると思うのですが、目的で基本理念の概要を書いておりますが、端的に目的をもう少し具体化するほうがいいのかと思います。

資料1の第2章に書いてある多様な主体の役割というところで、並べて読んでみて気になったのが、市の責務というのが最後に書いてあり、不足しているように思います。この条例を定めようとしているのは市であり、多様な子どもを取り巻く関係者を連携させることができるのが市で、ほかのところは替わりがあってはならないという。情報の共有などをするための仕組みも作るということを、市が必要を感じてリードしてやろうとされているので、何かもう少し、関係者を取りまとめて、あるべき方向といいますか、子どもが守られる方向に引っ張っていくのは市なんだというようなことがわかるようにすると良いのではないのでしょうか。

この役割をさっと見ていると、それぞれが同じように並んでいるように見えて、リーダーは誰なのだろうかとなります。この推進をしっかりとっていくのは、市なんだというような、決意表明のようなものに近いものが入っているのが良いのではないかと。子どもの誰一人取りこぼさないというような、セーフティネット的な行政の役割というものを、何らかの形で表現されることも良いのではないのでしょうか。みなさんそれぞれでやってください、私もこうしますというような形ではなく、この条例が必要なのは、やはりいろんな問題があり、捕捉しきれないのでしっかりと連携して、一人でもそういう子が漏れないようにするんだというような決意の下に、この条例を制定してやっていくんだという、市のリーダーシップというか、そういったものをもう少し条例の中に反映されていてもいいのではないかと思います。

子ども・子育て支援事業計画の57ページでいいますと、家庭が真ん中にあり、子どもがそこにいるかはあれですが、家庭は今、共働きでばたばたしており疲弊しながら子育てをしているという状況の中で、この図は一応、周りが支えているという姿を見せています。そこでさらに保護者の役割や責務などがぐっとくると、子どもにしてもそうだとところで、市が、子どもや子育て家庭がちゃんとうまくまわるようにいろんな連携を図って支えるんだという、行政が連携協力においてはリーダーシップを取るんだというのがもっとはっきりと出ていると、この条例の趣旨というのでも伝わりやすくなっていくのではないのでしょうか。そうすることで、市がいろいろと号令をかけてやっているのは、この連携協力において、子どもや困っている子育て家庭を支えるために、リーダーシップを取ってくれているんだというふうに市民からも見えるということになり、より市民にも分かりやすくなるんじゃないかと思います。そうすると、子ども見守りシステムが必要であるということも分かりますし、個人情報に気になる人もいかもしれませんが、子どもの権利や利益を守るためには優先されるのだと、それを大人がどういうふうにしていくのかというのを、理念や目的みたいなものをしっかりと確認できたらいいんじゃないかという気がします。

石田先生のおっしゃるとおり、子どもを守る条例で子どもも頑張っ
てねみたいになっていると何となく違和感がある気もします。あくまでこの条例を守る主体となるのはやはり大人だ
と思うので、周辺の大人の考え方としては、こういうところを尊重するというような形で、大人
においての共有すべき内容が子どもの視点も踏まえて書いてあるという、ちょっと具体的
に言えなくて申し訳ないですけど、そういった印象を受けましたので。

よろしくお願いします。

【安藤会長】

何かございますか。

【事務局】

共通して、今、ご指摘いただいている部分と目的のところは、より分かりやすくということがあるのかな
と思います。やはり子どもの安全や心身の発達に影響を及ぼす様々な事案から、子どもたちを守っていく
というのがありますので、そういう部分を目的の部分に書くかどうかということではありますが、今回お示しは
しておりませんが、条例の制定にあたり、前文というのを書いていこうと思っております。他市にも、その
前文のところで市の思いというような、制定の背景やどういう決意を持ってやっていくということを書いて
ある市もたくさんあります。本市においても、前文の中でそういったことを書いていきたいと思っておりま
す。今、ご指摘いただいた部分を含めまして、市の思いや理念はしっかり書いていきたいと思っております。

それから、保護者がやはりしんどくなるという部分については、そこは、基本理念に「子育て」というの
を入れているところでもありますけれども、保護者だけで子育てをして、子どもの育ちを支えていくとい
うことではなくて、行政はもちろんですが、地域の方も事業者の方も一人一人が子育ての担い手であり、み
んなで子どもたちを支えていくという部分を、分かりやすい形で示していきたいなと思っております。

【安藤会長】

では、どうぞ、ありますか。

【古家野委員】

今のお話で保護者の役割のところ、加えることができるかどうか分かりませんが、保護者が抱え
込むということに関しては、一歩踏み込んだ記載があってもいいのかもしれませんが、せっかく連携の話を書
いているので、家庭も地域との連携に努めるとまでは言いませんが、自分の所有物のように子どもを抱え込
むのではなくて、開かれた子育てというか、連携を前向きに一緒に子育てをしていくようなことにつながる
ようなものが入ってもいいかもしれないなと思いました。

どうしても家庭の問題であつたり、家庭に委ねられるもの、実際の面倒にしても、委ねられてそれを尊重
し過ぎるというか、人によって介入ができないというところがあると思いますし、社会のみんなで子どもを
育てるということは、保護者のほうもそういった認識を持っていないと、実現しづらいことがあるかなとい
うふうに思ういますので、そういった視点がうまく入れられたらいいかもしれないと思いました。

【安藤会長】

どうぞ。

【北山委員】

すみません。くずはローズ幼稚園の北山です。

私も説明を聞いていて、違和感があったのは同じことですが、情報を共有して、子どもの最善の利益を守るのは、この条例の中では誰がやることになるのでしょうか。

【事務局】

情報共有のシステムの管理というのは、市のほうでやっていきます。

【北山委員】

情報をみんなで持ち寄り、誰がリーダーシップをとって子どもを守るのかというところがよく分かりません。情報はクリアにはなるかもしれませんが、その情報を利用して子どもを主体的に守っていくというときの、古家野委員もおっしゃっていましたが、リーダーシップを取っていくのは誰になるのでしょうか。また、子どもの育ち見守りセンターというは、家児相の今の姿でしょうか。

【事務局】

そうです。いわゆる家児相と今まで言われていたところが、子どもの育ち見守りセンターです。

【北山委員】

そうですね。もしそこが情報を集めて共有して、様々な機関と連携を取ってやっていくのであれば、子どもの育ち見守りセンターのところに情報を集約して、そこの方が責任を持ってその子どもを守るというのが、もう少し見えたほうが分かりやすいのじゃないかなということが一つです。

それから、これも皆さんが仰っているのと一緒にありますが、子どもを守る多様な主体の役割の中に、保護者が同じ位置づけであります。支えられるべきであり、守られるべきであるのは実は保護者であって、子どもを支えるというのは基本的に家庭を支えることが、今一番大きいです。支える側というのでしょうか、そこに保護者の役割ということが書いてあることがすごく気持ち悪い感じがします。資料1の8ページのこの丸いフローチャートのところには、子どもと保護者というのが中心にあり、周りから支えていくような図になっているのに、多様な主体の役割を明確にしますということで、保護者も頑張ると言われても、頑張れない状況にあるからそのような事態になっているのではないのでしょうか。ここに入ってくるのは、どちらかという子ども側のほうに保護者があってしかるべきかと思います。

最後に、この全体の条例の中で、あってはよくないことですけれども、子どもに危険が及んだときに、警察の介入というのは想定されているのでしょうか。

【事務局】

今のお話は、具体的な児童虐待というようなことでしょうか。

【北山委員】

児童虐待など、詳しくは分かりませんが、市が家庭の中に入っていくときに、うちは大丈夫と言われるとなかなか入っていき、子どもがそのままになってしまうというときに、警察と連携するということがないと、ある程度超えられない壁というのはあると思うのですけれど。そのような部分については、今回は盛り込まないといいますか、想定されていないのか、それともその部分についても警察と連携するということもどこかで考えているのかどうか教えていただきたいです。

【事務局】

子どもがかなり危ない状況であるという場合には、警察や大阪府子ども家庭センターが対応することになります。子ども家庭センターには立入り調査権や一時保護の権限がありますので、そこと連携してやっていくという形になるかと思います。市町村の役割としては、子育てで時には失敗したり大変な状況になることもあるけれど、危ない状況にならないように、今、委員がおっしゃったようにその保護者も家族も含めて、地域で支えていくということが役割になります。子どもがこのままいくと危ないため保護するというのは、大阪府の児童相談所、子ども家庭センターの役割になりますし、その保護者の危ない行為に対して刑事罰を処するというのは警察の役割になろうかなと思いますし、市は支援を行う役割を担うことになります。そういった意味でもまさに連携をしていきながら、機関の役割をしっかりと、それぞれが果たしていくということになろうかと思います。

【北山委員】

今おっしゃった、その立入り権というのが具体的に行使されるのであればいいのですが、報道の範囲ですけれども、非常に難しいところがあるというのは度々目にします。最後の手段としては、全体の子どもの命を守るということであれば、保護者の権利を超えて入っていく方法というのは、今回の条例の中には入れなくてもよいですが、何らかの形で、そこまでいってしまうのはだめかとは思いますが、将来的には想定しておくべきかなと思います。

【安藤会長】

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

【富岡委員】

自分なりに整理をするために質問させていただきたいのですが、今までのお話を聞いていると、この条例を通してやりたいポイントというのは、このいわゆる子ども見守りシステムを機能させたいということではないのでしょうか。このシステムをきちんと位置づけて、どう機能させていくかということに、条例を位置づけていくということの理解でよろしいのでしょうかというのがまず1点あります。そのときに、いろいろな話を聞いて、やっぱり僕も少しよく分からない。何かいろんなものが入り込み過ぎているような気がします。なので、すこしぼんやりしてしまうのと、入ってる内容の一つ一つが少し薄い部分もあるので、分かりにくくなっているのかなと思います。

そういう意味では、先ほどおっしゃっていただいた前文というのがあるということであれば、前文にいろんなものを盛り込んでしまってもいいような気がします。先ほど、副会長がおっしゃっていた、第3章の部分というのは、もしこのシステムを機能させたいということであれば、前文に入ってもいいような、前提の部分であるというように思います。

Society 5.0のキーワードが出てきますけれど、なかなか全体の中でどういう位置づけなのかというのがよく分からないのと、基本理念の4を機能させたい、実現させたいということなのかなと思うと、基本理念の1、2、3は前文の中で語ってもいいようなものかもしれないですね。どういうものかは分からないのですが、整理をしてもいいのかなという印象を受けました。

例えば、第3章のところ而言えば、こういうデジタル化あるいはSociety 5.0のところを持っていくために、子どもが自分で権利を守るために、枚方市はこういうサポートをしている、こういうものが必要なんだということを盛り込んでしまったほうが良いような気がします。ここで言っていることというのが前文でありながら、では、それをきちんと実現するため、あるいはSociety 5.0を目指していくた

めに、子どもたちはこういうデジタル社会に入っていくべきなんだ、あるいは、こういうスキルを身につけるべきなんだということを書いていくほうがいいような気がします。それこそ、この連携ということであれば、どういう連携をきちんと行うのか、というところまで書いてしまったほうが何か分かりやすいのかなと思ったりもします。自分自身の視点も整理するために言わせていただきました。

もし、何か教えていただけることがあればお願いします。

【安藤会長】

どうぞ。

【事務局】

そのようなシステムを構築していくというのは、やはり体制づくりという部分では盛り込んでいきたい部分です。繰り返しになりますけれども、各主体の役割というのもやはり明確に出していきたいというのもありまして。今、例示としておしゃっていただいた内容をどこまで次に反映していくべきかというのは、今すぐにはお答えできないのかもしれませんが、次の案件のところで、市民意見聴取をやっていきたいと考えておりますので、条例の意味合いをより絞った形にするのか、今のよう計画と合わせる形での広い形にさせていただきたいかというのは、それはまた改めて整理をさせていただきたいと思います。

【安藤会長】

よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

次に移らせていただいてよろしいでしょうか。どうぞ。

【古家野委員】

今、委員がおっしゃった、デジタル社会というか、Society 5.0の社会を生きる子どもたちの育ちを守るといような視点も確かにSociety 5.0を活用してスマート自治体を作る中で、こういう情報連携をスムーズにしましょうというのものもあるかもしれないです。しかし、Society 5.0を入れてしまうと、今とはまた様子の違う社会で、例えば子どもたちのSNSを通じたいじめなどが今でも問題になっているので、そういったところの防止にも市は積極的にやりますとかですね、市が、何ができるのかというところから書き起こしていただいて、それは条例に定めないと市ができる範囲や根拠が不足するということだと思うので、そこがまず核にあり、前文などでそのような理念的なものも入れていただくというのが、骨格が見やすくなり分かりやすくなっていいのではないかなと思います。

Society 5.0を入れるとしたら、広がりもまた違ったものも出てきてしまいます。それも入れて膨らみますのか、そうではなく、この連携に関して、連携協力のところをスムーズにするために必要な内容を定めた条例というふうにして、またそちらの話は別で考えるかというところも合わせて提示いただくのはどうでしょうか、と思います。

【安藤会長】

どうぞ。

【事務局】

Society 5.0の記載につきましては、庁内で検討していく際にも、入れるかどうかというのは意見を多々いただいているところです。子どもに対する課題というのは複雑化している中で、より早期に支援

していきたいというところで、S o c i e t y 5 . 0で確立されていく技術革新などを活用することで、より市民一人一人に向き合う、子ども一人一人に向き合う時間をしっかり取っていかうという意味での、活用していくという意味で、今は記載させていただいています。今、富岡委員のご意見も含めまして、このS o c i e t y 5 . 0の取り扱いというのは、この文言自体を書き込むかというのもそこまで想定はしてなかったのですけれども、またこちらの中で整理をしていきたいと思います。

【安藤会長】

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

【事務局】

一つだけよろしいでしょうか。様々なご意見をいただきありがとうございます。

今回、情報システムがメインで、これを作るために条例化するのではないかというご意見もたくさんあったかと思います。実際のところ、これまで枚方市としては、子ども育成計画を平成10年に最初に作りまして、そこからもう何代も積み重ねて、今の子ども・子育て支援事業計画になっているのですが、このような計画に基づいて、子ども施策を推進してきたというのが実態としてあります。施策的には400や500という数の施策をやってまいりましたので、我々としても自負する部分が多分にあります。ただ、今の情勢を見ておきますと、これだけ行政として頑張って取り組んでいても、児童虐待や子どもの課題というのは複雑化してきております。

今、枚方市の課題を振り返る中にありまして、何が足りないのかと考えたときに、やはり要対協も含めてですけれども、児童虐待を中心に、対処療法的なことしかできていない部分が多分にあるのではないかというところですね。通報があり、相談があつて初めて情報を集めて動き出す。これからの時代、これでいいのかというところを鑑みると、やはりこれからは、事前に情報を集められる部分は同じ行政の中ですので守秘義務をきちんと果たしながら、情報を集める中で早期対応にも活用していきたいですし、そのデータ蓄積が整いましたら、予防的な措置ということで、そういう傾向のあるご家庭に育つ子どもたちに対して、通報や相談がなくてもこちらから動ける体制をつくっていききたい、このような思いでシステムを作っていきたいという、このようなつながりになります。

おっしゃっていただいていますように、今回改めて条例をなぜ作るのかというところですが、これまで条例は作ってこなかった、計画に基づいて市が施策を進めてきた、しかし、行政のみの力量はたかが知れています。ここでやはり市民の子どもたちへの思いを集約し、条例化し、広く強く発信して、市民とともに社会全体で子どもたちを見守っていききたい。これが、本来の目的というところでございます。

いろいろとご意見をいただいて、条例の成り立ちに足らずの部分が多々あるとは思いますが。そういう思いで、今、おりますので、先ほどご意見いただいております前文のところや、理念・目的の部分について、今一度、市の方針・覚悟を含め市民の皆さまにより分かりやすく整理もして伝えていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

【安藤会長】

どうぞ。

【北山委員】

少しよろしいでしょうか。そのような思いでされているというのは、非常によくわかりました。

幼稚園をやっている中で、10年ほど前に枚方市に幼稚園の子どもが小学校に上がるときに、いろんな問

題があり、どこに相談をしたらよいのかと悩みながら電話していると、言っていたら対応しますというお答えが枚方市からはずっといただいていた。そのときに、うちの幼稚園では、京都府の八幡市と京都市伏見区の子どもも預かっていたのですが、その行政に対応を同じように相談をしたときに、行政の方が1歳6か月検診、3歳検診で見つけられなくて申し訳ありませんでしたと言っていたのは、京都府八幡市と京都市でした。

事前に相談を受けるまでに芽を摘んでいくということであれば、本来は家庭が外に情報提供するというのは1歳6か月検診と3歳検診なので、その部分がより機能しているのであれば、今、おっしゃっていただいたことも、もちろんするのは良いと思いますが、そのところがもし機能していないのであれば、もう他市においては10年前からやられているので、この会議の趣旨とは違うかもしれませんが、もう一度見直して、チェックしていただけたらと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

市としまして、要対協の実務者会議の中では、母子保健の分野と十分協力してやっているつもりではありますが、やはり個人情報の壁などでなかなか目的外の利用のところで共有できない領域というのがまだまだあると思います。今後も検証を進め、改善していけたらと思います。

【安藤会長】

どうぞ。

【墨川委員】

すみません。質問なのですけれども、第1章の総則のところ、定義のところで、子どもというのは「おおむね18歳未満の者」と示されていて、第4章の「子どもの育ちを見守る体制づくり」のところの「子どもの社会参加の促進」というところでは、「子どもが成人になるまで一貫性のある、切れ目のない支援を届ける」と書かれているのですが、いずれは成人が18歳になるということが報道されておりますし、18歳ぐらいということでしょうけれども、そこで社会的に自立をしていけば良いのですが、なかなか18歳ぐらいということであれば、家庭の中ではまだ子どもの存在としておられる場合もあります。

ここでは、子どもの生育歴や支援歴という、取り扱いの難しいデータを共有している状況があったと思うのですが、それが18歳なり成人になったときに、そのデータというのは消去をされて、子どもじゃないからということで収めてしまうのか、どこかに引き継がれていくものなのか、このデータの扱いというのはどうなっていくのか気になりました。例えば、虐待を受けている子どもでも、いずれそれが逆転して、子どもが親に暴力を振るうなどというような深刻な事態になる家庭もあるかと思うのですが、そのような時に、もう子どもではないということで、枚方市としてはそのデータは扱わないということになるのでしょうか。

【安藤会長】

どうぞ。

【事務局】

今のところ、条例については少し置いておきまして、児童虐待の子どもというようなことになったときには、要保護児童対策地域協議会という国の定めたものについては、18歳までの子どもについて情報の共有を行い、そして地域と関係機関とで子どもを守っていくという法の制度になっております。

その子どもたちというのは、個人情報を超えて情報共有をするという対象としてでは、まだ、児童福祉法の対象が18歳までになっております。ただ、虐待を受けて児童養護施設にいる子どもについては、18歳で児童福祉法の対象から切ってしまうと、その子どもたちが大学に行くというときにかなり支障があるので、法改正が行われたところではありますが、今の国のシステムというところできくと、現在はそのような取り扱いの状況になっています。

今後、就労というようなところでは、本市はひきこもり相談のほうも子どもの育ち見守りセンターで対応しているのですが、ずっと課題を抱えておられる方がいるので、相談をどのようにつなげていくかということは、18歳でさようならということとはなかなか難しいと考えています。しかし、国の中で個人情報を超えて情報を取り扱うというところは、現在のところはそのような形にはなっているというところでございます。

【墨川委員】

ありがとうございます。

【安藤会長】

よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。どうぞ。

【古家野委員】

感想になりますが、一通り、いろいろなお話を伺って、この条例はやはり予防もしくは早期対応とそのため連携という、二本立てなのかなと。それに対して恐らく市民の方は、異存がある方はいらっしゃると思いますし、そのために必要な情報を活用するというのは当然のところなので、何か分かりやすい定義になると、理解しやすいかもしれないというふうに思いました。

【安藤会長】

それでは、次に行かせていただいてよろしいでしょうか。

今、いろんなご意見を頂戴しましたが、案件（1）につきましては、これぐらいにしたいと思います。事務局においては、今、委員の皆さんからいろいろとご意見を頂戴しましたので、それを整理された上で引き続き条例の作成に取り組んでいただければと思います。

それでは、次の案件に移りたいと思います。

案件（2）の「「（仮称）子どもを守る条例」制定に係る市民意見聴取について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

〔資料2-1「（仮称）子どもを守る条例」制定に係る市民意見聴取実施要領（案）、資料2-2「子どもを守る条例」アンケート（案）、資料2-3「（仮称）子どもを守る条例」に関する関係団体アンケート（案）に基づき説明〕

【安藤会長】

ありがとうございました。ただいま、事務局から案件（2）の「「（仮称）子どもを守る条例」制定に係る市民意見聴取について」について説明がありました。これまでの説明につきまして、ご意見・ご質問があればお願いをいたします。どうぞ。

【墨川委員】

子ども向けのアンケートですけれども、封筒に入れて見られないようにして配付ということですが、5年生の子どもたちに学校で配り、持ち帰らせて家庭で記入して回収すると、その際は氏名等一切記入がないので、集まっただけを集約というか、束ねてお送りするという形だという理解でよろしいでしょうか。

【安藤会長】

どうぞ。

【事務局】

おっしゃるとおり、封筒にもアンケート用紙にも無記名で回収しますので、誰が書いたかというのはわからないようにします。

【墨川委員】

分かりました。

【安藤会長】

ほかに、ございませんでしょうか。
どうぞ。

【古家野委員】

いくつかあるのですが、先ほどの話とも関連しますけれど、例えば、「みんなが笑顔で健やかに成長できるまちを目指してこういう決まりを作ろうとしています」、というのがうまく伝わるかなと。例えば、子どもである皆さん方が辛い状況にあるときに、私たち大人が力になれるように、こういった条例を作ろうとしていますとか、何かもう少し子どもの希望に引きつけて理解できるような書き方にしたほうがいいのではないかと思います。また、この内容を見ていると、子どもによっては既に辛い状況にあり、全然話も聞いてくれない、誰も助けてくれないというように思っている子もいるかと思います。無記名で出しても、せっかく書いても何の応答もないということになると思います。なので、相談事をここに書いてくれてありがとうございます、ただどこかに書いていただいただけでは相談に乗れないので、相談ごとがある場合や、今すでに辛い状況にある方は、ここに相談してください、皆さんのお話を一回聞きますというようなことを書いてあげないと、書かされたままみたいな子どもが生まれてしまいそうなので、そこは配慮がいるかと思います。

2つ目について、関係団体アンケートで、配布先が医療・保健・福祉・教育分野との連携と書いてありますので、医療・保健・福祉・教育分野のほうに出さなくてよいのでしょうか。混ざっているのかもしれませんが、少なくとも医療機関などは書いていないように思います。教育委員会などは、市の一部でしょうか、書かなくていいのか、その辺りにもし何か補足があれば教えていただけたらと思います。

【安藤会長】

どうぞ。

【事務局】

最後の設問のところにあります、「みんなが笑顔で健やかに成長できるまち」という、これについてとい

うことは答え方が難しいというご指摘については書きやすいように検討させていただきたいと思います。

次に、相談できる場所の記載の件につきまして、そこにつきましてもご指摘いただいたとおり、相談できる場所というのを記載させていただきたいと思います。

それから、医療機関への配付の部分につきまして、この中には書いておりませんが、例えば、市立ひらかた病院などにも聞いてみるということを考えております。教育の部分を見ると、実際に学校や留守家庭児童会室にはしていくつもりです。

【安藤会長】

ほかにありますか。どうぞ。

【北山委員】

スケジュール的に、この高校生のワークショップというのは恐らく開催されると書いてありますが、スケジュール的に無理かもしれないということを前提にお伝えいたしますが、この「子どもを守る条例」のアンケートは我々が見ても子どもにとって書きやすいかどうかは分からないので、せめて機会があれば、高校生の子たちに先に見てもらったほうがいいのではないかと思います。

次に、これをもし家に帰って書いて、昔みたいに子ども部屋があり自分の部屋で机に向かって夜に書くことができるのであればいいですけど、保護者にとっても自分の子どもがどう思っているかというのは興味のある内容なので、同じ家庭の中でこれを書かせるというのは、変なバイアスがかかるような気がします。それについては、小学校や中学校で対応するのが無理ということがあるのかとは思いますが、家庭で書かすというのはどうなのだろうかと、個人的には思います。

最後になりますが、団体のアンケートというのは私のほうにも来ると思うのですけれど、紙ではなく、できたらデータで送っていただいて、データで送り返せるように、S o c i e t yの第一歩としてやっていただけるとありがたいです。お願いします。

【安藤会長】

どうぞ。

【事務局】

まず一つ目のご意見に関してですが、高校生につきましても、今回、枚方高校でワークショップをさせていただきますが、機会があればアンケートを参考として送らせていただいて、高校生からも意見聴取をさせていただきます。

【北山委員】

アンケートの書きぶりということについてです。

小学生が答えるにはこれで大丈夫かなというのをより中学生、小学生に近い子に見てもらったほうがいいのではないかなと思っています。高校生にアンケートを答えてほしいということではありません。すみません。

【事務局】

ありがとうございます。機会があれば、高校生のワークショップの中で見ていただいて、また意見も聞きたいと思います。

二つ目に関してですが、現状、コロナウイルス等の関係もあり、なかなか学校の授業時間中に実施するのが難しいということもございまして、持ち帰っての回答という形にさせていただくことになりました。

保護者宛にお知らせ文書を合わせてお送りさせていただき、そこに配慮を求めるような内容も書きたいと考えております。

最後に、アンケートをデータで送付ということに関しましては、ご希望に添うような形でやらせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

【安藤会長】

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

【石田副会長】

子ども版のアンケートの6番ですけれども、困ったとき悩んだときにどこかに相談するという言い方ですが、質問の5番で回答した人たちに相談して解決しなかったときに、どこに相談しますかという意味でしょうか。まずそこからお聞きしたいです。

【安藤会長】

どうぞ。

【事務局】

6番の質問につきましては、例えば近くで相談できる人がいないなど、そういう場合には6番の質問の選択肢のどのツールを使い、相談をするのかということを知りたいことを想定しております。

【石田委員】

そうであるならば、今、枚方市にあるものを全部挙げるべきではないでしょうか。

枚方市の相談窓口はどのようなものがあり、メールであれば、どこにメールをしたらいいのかというものがある前提ですよね。そうであるならば、先ほど、相談先を紹介したほうがいいのではないかという意見もありましたけれど、こういうものがありますというのをまずここに載せておかないと、アンケートを取ったところで、メールという回答を得ても、メールが多い、少ないだけで、どうするのでしょうか。

そもそも、相談窓口があることを知らないのではないかということであれば、それを知らせていかないといけないということを計画や条例に入れていくと活かすことができますが、メールの多さや少なさだけでは、結局条例にどう活かせるのかが分からないので、やはりここに、枚方市にあるものを全部載せるというのは大変かもしれませんが、主なもの、もしくは相談窓口を括弧表記で記載すると良いのではないのでしょうか。相談先の具体例がないというのと、選択肢が一つだけというのはおかしいかなと思います。いくつかの手段があるはずなので、一つだけではなく、全てにすべきかと思います。それが一点目です。

もう一点は、事業者のアンケートで、どうしてもこだわってしまうのですが、どうしてもこの条例自体が情報の共有というところがメインになってきているように思えて仕方がないので、そうであるなら、質問の4のところ、例えば、今まで連携するときに困ったことがあるかないかであったり、困ったのであれば何に困ったのかというような記載がないと、書きにくいかなと思います。ある意味、自由に書けますが、書かずにいいのかという場合もあるのかなと。書くのがめんどろという感じでしょうかね。思いがある人たちは

たくさん書けるけれども、全然的な外れの方向でいろいろと書いていただいても困ることもあるのかなと思います。せっかくアンケートをやるのであれば、欲しい情報をもう少し書いてもらえるような内容にしなければ、形だけやったようなことが残るのはもったいないように思います。今のままであれば、何となくやりましたという形が残るだけで、具体的にどのように計画に活かすのかというのがなかなか出てこないような気がします。

以上です。

【安藤会長】

どうぞ。

【事務局】

まず、1点目のご指摘につきましては、古家野委員からのご指摘も含めて、相談先も具体的に書く中で、答えていただけるようにということで修正させていただきたいと思います。

それから、関係団体のアンケートにつきましても、確かに書きにくい部分があるかと思うので、幅広く意見をいただきたいというところがある一方で、これだけの質問の内容であれば書きにくいところがあるというご指摘ですので、より具体的に書きやすいように内容について作成したいと思います。

【安藤会長】

ほかにございませんでしょうか。

それでは、次に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

いろいろご議論いただいたわけですが、この程度とさせていただきたいと思います。

本日は、委員の皆様から、さまざまな貴重なご意見を頂戴し、ありがとうございます。

今後、事務局においては本日の意見を十分に踏まえた上で、引き続き今後の条例の制定につなげていただければと思います。

それでは、「その他」としまして、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】

それでは「その他」としまして、事務局からご連絡させていただきます。

本日の資料等について、追加でご意見をいただける場合やご不明な点などがございましたら、恐れ入りますが、8月14日（金）までに、お電話、ファクス、メール等により、事務局の子ども青少年政策課までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、本日、配付しました資料につきましては、引き続きのご審議にご利用いただくため、机の上にそのままにしておいていただければ、バインダーに保管し、次回の会議に机の上に置かせていただきます。また、資料を持ち帰られる場合は、封筒をご用意しておりますので、事務局までお申しつけください。

本日の会議録につきましては、事務局で案を作成のうえ、委員の皆様にご確認いただき、その結果を会長と調整させていただき決定させていただいたものを、ホームページで公表していきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

また、本日は先だって確認のご依頼をさせていただいておりました、「令和2年度第1回子ども・子育て専門分科会」の会議録の確定版を机に置かせていただいております。お持ち帰りいただくか、机の上にそのままにしておいていただければ、バインダーに保管いたします。

なお、次回の審議会の日程は、11月頃を予定させていただいておりますが、改めて日程調整のご連絡を

させていただきます。

事務局からは、以上でございます。

【安藤会長】

ただいま、事務局から説明がありましたように、本日の配付資料等に関する意見については、8月14日の金曜日までということですので、よろしくお願いします。

それでは、これをもちまして、「令和2年度 第2回 枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」を終了したいと思います。

どうも皆さん、ありがとうございました。